

概 要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、○会社に勤務し賃貸住宅の斡旋業務に営業・事務職として従事していたが、平成○年○月○日勤務を終え当月の目標達成を受けて同僚と午後11時過ぎに居酒屋等に行き、朝まで飲食、カラオケなどを行い、引き続き翌日朝食事をとっていたところ、意識を失い○病院に搬送されたが心肺停止状態で死亡が確認され、死因は青壮年急死症候群（以下「本件疾病」という。）とされた。審査請求人は、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、本件審査請求に及んだものである。

2 審査請求の理由

審査請求代理人（以下「代理人」という。）は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、業務において毎月厳しいノルマを課され、休日にも度々出勤しなければこなせないほどの仕事を受け持ち、しかも、死亡の前には1か月の間に100時間を超える時間外労働を行った。死亡の直前にも深夜11時まで仕事を行っており、その後飲食店で急死したのは、これら過重な労働とストレスが積み重なり、身体に影響を及ぼしたに違いないと、監督署長が不支給処分をしたのは明らかに間違いである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、本件審査請求を棄却するとの決定を求める旨の意見書を提出し、その理由として、要旨、次のとおり述べている。

ア 被災者は死亡直前の平成○年○月には同種の労働者の平均契約件数が40件であるのに対し、192件の契約件数をこなし、これに応じてタイムカードから明らかな時間外労働は100時間を超え、請求人があったと主張するタイムカードに載らない休日出勤も、詳細までは不明であるが同僚の証言から確認できることから、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）を判断基準として採用し得るのであれば、これに示される過重な業務に従事していたと評価できる点については請求人の主張との間に争いはない。

イ しかし、認定基準が対象としている疾病は脳血管疾患においては(1)脳内出血（脳出血）(2)くも膜下出血(3)脳梗塞(4)高血圧性脳症、虚血性心疾患等においては(1)心筋梗塞(2)狭心症(3)心停止（心臓性突然死を含む）(4)解離性大動脈瘤と規定されており、被災

者の死因は認定基準に示されている対象疾病「心停止(心臓性突然死を含む)」には該当しないと認められるため、認定基準によって業務上外を判断すべきものではない。

以上より、認定基準によって判断し得ず、原因そのものが不明と結論される死亡と業務との因果関係を肯定する余地はないことから、請求のあった遺族補償給付、葬祭料については不支給決定を行ったものである。

4 審査官の判断

(1) 被災者に平成〇年〇月〇日発病した本件疾病は、「青壮年急死症候群」と鑑定されている。

この病名は、死に至る解剖所見を認めないということであり、災害性のもの、アルコール性のもの、窒息性のもの、脳心疾患の器質異常に基づくもの等すべて否定され、法医学的に見て他に分類されない、「説明できない突然死」に分類されるものである。

局医の鑑定意見によると、「意職消失(心停止)後から呼吸停止まで数分間経過していることが確認されており、高度の脳血管障害または心停止が発生したことが強く疑われる。剖検では脳に致死的障害、心臓に形態的異常がないことが明らかにされ、死因として青壮年急死症候群が記載されている。しかし、本症候群は死因が特定できないことを意味しており、心臓の機能的異常に起因した死亡であることを否定している訳ではない。むしろ、疾患の既往歴がない若年者の急死は致死的な不整脈に起因する心臓突然死である可能性が高い。」「致死的な不整脈がこの時期に突然発生した要因は不明であるが、その前の過重労働による身体的・精神的ストレスが関与していなかったとは言い切れない。むしろ、ストレスが関与した可能性が高いという見解が妥当と思われる。」と意見している。

したがって、被災者に発病した本件疾病は、「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による心停止(心臓突然死を含む)」に該当し、業務に起因する疾病に該当するか否かの判断は、認定基準により行うのが妥当である。

(2) 認定基準において異常な出来事とは、極度の緊張、恐怖、驚愕等強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態、緊急に強度の身体的負荷が強いられる突発的又は予測困難な異常な事態等とされるが、被災者は、発症前日にはそのような出来事に遭遇していない。

短期間の過重業務に関してみると、被災者は、発症前おおむね1週間についてみると、特に過重な業務に従事したと判断できる。

長期間の過重業務に関して、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因とされる労働時間を発症前おおむね6か月間についてみると、発症前1か月の時間外労働時間数は労働時間記録のある時間のみ集計しても102時間39分であり、更に記録されていない労働があることが確認されている。記録された時間だけでも、認定基準において業務と発症との関連性が強いとされているおおむね100時間を超えている。

また、同様に記録のある労働時間のみでは、発症前2か月目から順次月間の時間外労働時間数の1か月当たりの平均時間数は、発症前2か月間は77時間13分、発症前3か月

間は68時間25分、発症前4か月間は76時間06分、発症前5か月間は76時間04分、発症前6か月間は74時間29分であり、発症前6か月間における平均の時間外労働時間数は、認定基準において業務と発症との関連性が徐々に強まるとされる1か月当たり45時間を超えている。

以上のことから、本件については、認定基準に示された異常な出来事との遭遇は認められないが、発症に近接した時期における特に過重な業務への就労及び発症前の長期間にわたる著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務への就労がいずれも認められるところであり、本件疾病は、業務上の事由によるものと判断することができる。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。